

関東ブロック大規模広域災害時における民間賃貸住宅の被災者への提供に関する協定

茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、山梨県及び静岡県（以下「都県」という。）と、別記の全日本不動産協会都県本部（以下「不動産協会都県本部」という。）は、大規模広域災害（二以上の都道府県の区域にわたり被害が発生し、又は一の都道府県の区域において甚大な被害が発生し、広域的な対応が必要な災害をいう。）が発生した場合における民間賃貸住宅の被災者への提供等に関して、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、大規模広域災害時において、都県が、災害により住宅を滅失し自己の資力によっては居住する住宅を確保できない被災者（以下単に「被災者」という。）のための応急的な住宅（以下「応急借上げ住宅」という。）として、民間賃貸住宅を提供するため、不動産協会都県本部に協力を求めるに当たり、基本的な事項を定めるものとする。

（協力要請）

第2条 都県は、大規模広域災害が発生し必要と認める場合、自都県に所在する不動産協会都県本部に対し、応急借上げ住宅として被災者に提供可能な民間賃貸住宅の情報提供及びその円滑な提供に向けた協力を要請するとともに、他の都県に対し、被災者への応急借上げ住宅の提供を要請することができるものとする。

2 前項の要請を受けた都県は、自都県に所在する不動産協会都県本部に対し、応急借上げ住宅として被災者に提供可能な民間賃貸住宅の情報提供及びその円滑な提供に向けた協力を要請することができるものとする。

（協力）

第3条 不動産協会都県本部は、前条の規定に基づく都県からの要請があった場合、応急借上げ住宅として提供可能な民間賃貸住宅に関する情報提供及びその円滑な提供に向けて、都県に可能な限り協力するものとする。

（都県の役割）

第4条 都県は、応急借上げ住宅の提供に関する次の各号に掲げる事務を行う。

- 一 応急借上げ住宅として提供する民間賃貸住宅の募集に関すること
- 二 応急借上げ住宅の借上げに関すること
- 三 応急借上げ住宅入居者の入居許可及び退居に関すること
- 四 応急借上げ住宅の賃料等の支払いに関すること
- 五 その他関係者との調整に関すること

2 都県は、前項に掲げる業務の一部を、不動産協会都県本部に委託することができる。

（不動産協会都県本部の役割）

第5条 不動産協会都県本部は、第3条に基づき都県に協力するため、応急借上げ住宅の提供に関する次の各号に掲げる事務を行う。

- 一 応急借上げ住宅の制度の事前周知並びに民間賃貸住宅の所有者及び転貸を目的とする賃借人に対する応急借上げ住宅としての提供依頼及び意向確認に関すること
- 二 応急借上げ住宅として都県が借り上げようとする民間賃貸住宅の被災後の使用の適否に係る確認に関すること
- 三 応急借上げ住宅として活用可能な民間賃貸住宅の情報提供に関すること
- 四 都県からの委託を受けた業務に関すること
- 五 その他関係者との調整に関すること

（個別協定との関係）

第6条 この協定は、都県が民間賃貸住宅の被災者への提供等に関して、不動産協会都県本部と個別に締結している協定（この協定の適用日以降に締結するものを含む。）の効力を妨げるものではない。

（協議）

第7条 この協定の実施に関し必要な事項等については、都県及び不動産協会都県本部の協議の上定めるものとする。

（雑則）

第8条 第6条の個別協定を締結していない都県においては、大規模広域災害に該当しない災害についても、この協定（第2条第2項を除く。）の規定を準用できる。

第9条 この協定は、平成29年 3月27日から適用する。

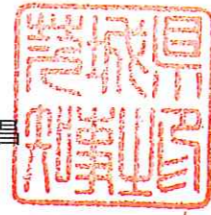
この協定を証するため、本書を作成し、記名押印のうえ、各自1通を保有する。

（別記）

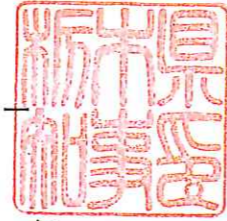
公益社団法人全日本不動産協会茨城県本部
公益社団法人全日本不動産協会栃木県本部
公益社団法人全日本不動産協会群馬県本部
公益社団法人全日本不動産協会埼玉県本部
公益社団法人全日本不動産協会千葉県本部
公益社団法人全日本不動産協会東京都本部
公益社団法人全日本不動産協会神奈川県本部
公益社団法人全日本不動産協会山梨県本部
公益社団法人全日本不動産協会静岡県本部

平成29年 3月27日

茨城県知事 橋本 昌



栃木県知事 福田 富一



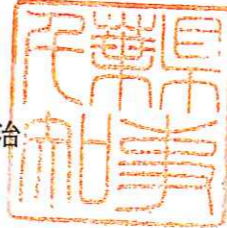
群馬県知事 大澤 正明



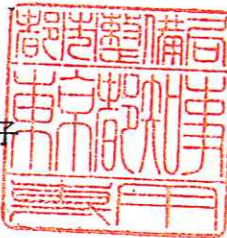
埼玉県知事 上田 清司



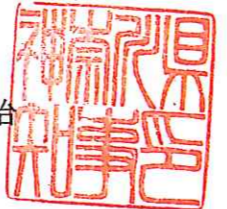
千葉県知事 鈴木 栄治



東京都知事 小池 百合子



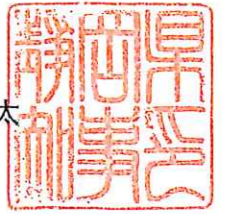
神奈川県知事 黒岩 祐治



山梨県知事 後藤 繁



静岡県知事 川勝 平太



公益社団法人全日本不動産協会茨城県本部
本部長 須田 洋次



公益社団法人全日本不動産協会栃木県本部
本部長 稲川 知法



公益社団法人全日本不動産協会群馬県本部
本部長 新井 晴夫



公益社団法人全日本不動産協会埼玉県本部
本部長 長島 友伸



公益社団法人全日本不動産協会千葉県本部
本部長 森 幸一



公益社団法人全日本不動産協会東京都本部
本部長 中村 裕昌



公益社団法人全日本不動産協会神奈川県本部
本部長 秋山 始



公益社団法人全日本不動産協会山梨県本部
本部長 村松 清美



公益社団法人全日本不動産協会静岡県本部
本部長 前田 忠浩

